

令和5年度太田市物価高騰対策給付金について
(10万円/世帯) (5万円/児童) 【※受付は終了しました】

本事業は、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の趣旨を踏まえ、住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯あたり10万円を支給するほか、住民税均等割非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を追加支給するものです【※受付は終了しました】

1. 対象者

- (1) 住所要件 基準日(令和5年12月1日)において太田市に住民登録のある者
- (2) 対象要件

【1】 住民税均等割のみ課税世帯への給付金

令和5年度住民税均等割非課税世帯(世帯全員が住民税均等割非課税の者で構成されている世帯)以外の世帯で、世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税となった世帯

【2】 こども加算給付

世帯全員が令和5年度住民税所得割非課税となった世帯のうち、18歳以下の児童(平成17年4月2日から令和6年3月31日生まれ)が含まれる世帯

※こども加算給付の支給対象となる18歳以下の児童の範囲を平成17年4月2日から令和6年6月2日までに生まれた児童に拡充することとしました。支給対象となる世帯に関しては、順次書類を発送します。

※上記【1】【2】ともに課税者に扶養されている者のみで構成されている世帯は対象外です

2. 給付額

- (1) 上記【1】に該当する世帯：10万円/世帯
- (2) 上記【2】に該当する世帯：5万円/児童

3. 申請方法

(1)上記【1】に該当する世帯(10万円/世帯)

対象要件に該当する世帯につきましては、順次書類を発送いたします。

(2)上記【2】に該当する世帯(5万円/児童)に関して

令和5年度電力・ガス・食料品等価格重点支援給付金(7万円/世帯)または令和5年度物価高騰対策給付金給付要件に該当することが確認できている世帯の場合は、順次書類を発送いたします。

※基準日以降に離別した方は給付金の対象となる可能性がありますので、給付金コールセンター(0276-49-5735)へご連絡くださいますようお願いいたします。

※基準日時点で、太田市で住民税の課税状況が確認できない方が含まれる世帯等については、上記書類を郵送することができません。

※令和5年度住民税の申告をしていない方は、申告後に非課税であることを確認し、ご連絡くださいますようお願いいたします。

※給付金の対象となられる方につきましては、給付金コールセンター(0276-49-5735)へご連絡くださいますようお願いいたします。

4.申請期限 令和6年4月30日 火曜日 消印有効

※詐欺にご注意ください。

住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金に関連した詐欺にご注意ください。

国や市区町村から、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、手数料の振込を求めるとは絶対にありません。

不審な電話がかかってきたり、メールが届いたりしたら、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)などにご相談ください。

※本給付金は、所得税等の課税および差し押さえの対象とはなりません。

このページに関するお問い合わせ先

〒373-8718群馬県太田市浜町2番35号

太田市役所 福祉こども部 社会支援課 南庁舎2階

給付金コールセンター Tel : 0276-49-5735